

雇用保険法改正について

雇用保険の適用範囲の拡大、料率の変更、遡及適用改善

平成 22 年 4 月 22 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5 金子ビル 401
Tel 03-5775-0728 Fax 03-5775-0763
e-mail : jun_asai@ys-office.co.jp
URL : <http://asai-office.jp/>

前回は、労働基準法改正についてお伝えしましたが、雇用保険法も雇用保険料率をはじめとして改正がありましたので、ポイントを記載しておきます。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和。

⇒これまでは、週所定労働時間 20 時間以上、「6か月以上雇用見込み」でした。(なお、短時間労働者や派遣労働者でない場合は、雇用見込期間は関係なく被保険者となります。)

2. 雇用保険料率の変更

○雇用保険料率

平成 22 年度の失業等給付に係る雇用保険料率について、原則の 16/1000 を弾力的変更により 12/1000 に変更となりました。

⇒平成 21 年度は、特例で 8/1000 でした(事業主のみが負担する二事業分 3/1000 と合わせ雇用保険料率は 11/1000 ⇒ 事業主は 7/1000、被保険者は 4/1000 を負担)。

○雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

21年度の保険料率 3.0/1000 (弾力)
⇒22年度の保険料率 3.5/1000 (弾力条項の発動を停止し、原則どおりとなりました。)

3. 雇用保険に未加入とされていた方に対する遡及適用期間の改善

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年(現行)を超えて遡及適用されます。

この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である 2 年経過後も保険料を納付可能となりました。

⇒これまでは遡れる期間は 2 年間でした。遡及対象の労働者の事業主が保険関係成立届を提出しておらず、保険料納付がないことが明らかな場合などは、時効である 2 年経過後でも保険料を納付できる仕組みとなりました。しかし、大きな課題も残っています。

今回の改正は、保険の加入要件のみで、失業給付を受ける要件(離職前の 2 年間で 12 カ月以上、倒産・解雇の場合は離職前の 1 年間で 6 カ月以上の被保険者期間)は従来通りであることです。

このため、保険に加入はできても、実際に失業しても手当は受け取れないという事態が考えられます。

◆ 最後に

今年の年度更新(労働保険の確定精算)には料率に注意し申告を行う必要があります。作成方法等不明点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

以上